

別紙1 ストレスチェック制度の実施体制や実施方法等に関して内規等に定める事項

<ストレスチェック及び面接指導関係>

1 ストレスチェック制度の実施体制

ア 制度担当者の官職名

イ ストレスチェックの実施者及び実施事務従事者

① 公務部内の実施者及び実施事務従事者

② 外部機関に委託して実施する場合にはその旨

③ ①、②の実施者及び実施事務従事者での実施の事務の分担

ウ 面接指導を実施する医師

・面接指導の実施を外部に委託する場合にはその旨

2 ストレスチェック制度の実施方法

ア ストレスチェックに使用する調査票及びその媒体

イ 調査票に基づくストレスの程度の評価方法及び面接指導の対象とする高ストレス者の選定方法

① 個人のストレスの程度の評価方法

② 高ストレス者の選定方法

・具体的な選定基準及びこれに加えて補足的な面談を行う場合にはその方法

ウ ストレスチェックの実施頻度、実施時期

エ 面接指導の申出の方法

オ 面接指導の実施場所等の実施方法

3 ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い

ア 各省各庁の長が職員の受検の有無を把握する場合にはその方法

イ ストレスチェックの受検の勧奨の方法

4 ストレスチェック結果の記録の保存方法

ア ストレスチェック結果の記録の保存場所

イ 実施者及び実施事務従事者以外の者によりストレスチェック結果が閲覧されないためのセキュリティの確保等の情報管理の方法

5 ストレスチェック結果の利用方法等

ア ストレスチェック結果の本人への通知方法

イ 職員に対するストレスに関する相談対応等の方法

ウ 実施者による面接指導の申出の勧奨方法

エ ストレスチェック結果を各省各庁の長が実施者から提供を受けるに当たっての本人の同意の取得方法

オ 本人の同意を取得した上で各省各庁の長が実施者から提供を受けるストレスチェック結果に関する情報の範囲

6 ストレスチェック及び面接指導に関する本人からの請求に基づく情報の開示、訂正、追加及び削除の方法

7 ストレスチェック及び面接指導に関する情報の取扱いに関する苦情等の相談の方法

- ・相談の窓口及び相談方法

<集団ごとの集計・分析関係>

- 1 ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
  - ア 集団ごとの集計・分析の手法
  - イ 集団ごとの集計・分析の対象とする集団の規模
- 2 集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
  - ア 集団ごとの集計・分析の結果の活用方法
  - イ 集団ごとの集計・分析の結果の共有方法及び共有範囲
- 3 集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- 4 集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情等の相談の方法
  - ・相談の窓口及び相談方法

また、あわせて、当該内規等には以下の事項についても明示するものとする。

- ・ストレスチェック制度は、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、心の不健康な状態となることを未然に防止する一次予防を目的としており、心の不健康な状態の職員の発見を一義的な目的とはしないこと
- ・職員にストレスチェックを受検する義務はないが、ストレスチェック制度を効果的なものとするためにも、全ての職員がストレスチェックを受検することが望ましいこと
- ・ストレスチェック制度に係る職員に対する不利益な取扱いとして禁止される行為

なお、各省各庁の長は、上記の事項について、職員の意見を聞くために意見聴取の措置を講ずることになるが、当該措置の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ア 当該措置が効果的かつ効率的に行われるよう、上記の事項に関する各省各庁の長の方針をまとめた内規等の案を作成し、これを職員に提示することが望ましい。
- イ 当該措置は基本的には組織区分ごとに行われるものであるが、複数の組織区分をまとめて1実施単位とする場合においては、各省各庁の長は、当該措置が組織区分ごとに行われる場合と同様に機能するよう必要な措置を講ずることが望ましい。
- ウ 上記の事項に関しては、制度の実施状況及びそれを踏まえた実施方法の改善等について検討する際にも、意見聴取の措置を講ずるものとする。